

岡山県母体保護法指定医師指定基準

(昭和46年4月1日改定)

(昭和54年12月一部改定)

(平成8年10月一部改定)

(平成12年4月1日改定)

(平成19年4月1日改定)

(平成26年4月1日改定)

(令和4年12月15日改定)

(令和6年5月8日改定)

(1) 母体保護法指定医師審査委員会

1. 母体保護法による指定医師の指定は、岡山県医師会長（以下、県医師会長と略す）の委嘱する母体保護法指定医師審査委員会（以下、委員会と略す）の資格審査の結果に基づいて、県医師会長が行う。
2. 委員会は別項の指定基準に従って、新たに母体保護法指定医師を希望する者について、資格審査を行うと共に、別に定める処により指定の更新及び取り消しに関する審査を行う。
3. 委員会は提出された書類に基づいて資格審査を行い、その結果を県医師会長に報告する。
4. 県医師会長は委員会の審査報告に基づき、県医師会理事会の議を経て指定医師に指定し、或いは再審査を命じ又は指定を拒むことが出来る。

(2) 母体保護法指定医師指定基準

母体保護法指定医師（以下「指定医師」という）を指定する場合は、人格、技能及び設備の3点を考慮して適正なる審査を行うと共に、遵守事項の励行を求めるものとする。

1. 人格：指定医師は、指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。
2. 技能：指定医師は、県医師会が指定する研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。
 - ①医師免許取得後5年以上経過しており、産婦人科の研修を3年以上受けた者、又は産婦人科専門医の資格を有する者。
 - ②研修期間中に、10例以上の人工妊娠中絶手術*又は流産手術の現地指導を受けた者。ただし、その内5例以上の人工妊娠中絶手術*を含むこととする。（*薬物のみによる人工妊娠中絶は症例数に含めない。）なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修機関の連携施設（以下、「指定医師研修連携施設」という）で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。
 - ③都道府県医師会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という）を原則として申請時まで受講していること。
3. 指定医師研修機関の条件：指定医師の指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。
 - ①医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、かつ分娩数

120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

②母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有する者であること。

③医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件をみたす指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことが出来る医療機関を指定医師研修連携施設として県医師会に登録することができる。

4. 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請：指定医師研修機関の指定又は指定医師研修連携施設の登録を申請するものは、県医師会長宛に指定又は登録の申請を行い、指定又は登録を受けなければならない。

①県医師会は、適格と認めた指定医師研修機関を指定又は指定医師研修連携施設として登録する。県医師会は、指定した指定医師研修機関及び登録した指定医師研修連携施設に通知書を発行する。

②指定された指定医師研修機関及び登録された指定医師研修連携施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その機関及び施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で指定又は登録は失効する。

5. 指定医師指定取得の申請及び登録：指定医師の指定を申請する者は、県医師会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

県医師会は、適格と認めた者を指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

原則として指定医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

6. 設備：医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

7. 設備指定の申請、指定及び登録：指定医師の指定を申請するものは、所属する医療施設について、県医師会長宛に設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることが出来ない。

①県医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、県医師会に登録する。

②指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。

③設備指定を受けた施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを、速やかに県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

8. 人工妊娠中絶実施後の届出：指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

9. 指定の更新及び取消：指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことが出来る。

①第11項に示す指定医師遵守事項の励行。

②第1項及び第6項の指定条件の各項目に関する適否。

③第8項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行。

④母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処

分を行うものとする。

10. 指定医師の誓約：指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。
11. 指定医師の遵守すべき事項：
 - ①人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
 - ②診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
 - ③医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
 - ④人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
 - ⑤必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。
12. 母体保護法指定医師審査委員会：県医師会内に指定医師審査委員会を設置する。指定医師審査委員は県医師会長が委嘱する。指定医師審査委員会は県医師会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。
13. 不服審査委員会：指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。
県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

附 則

- ①第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。
- ②その他の項については、原則として令和6年5月8日以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。
- ③県医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- ④新規指定申請に当たっては、主任指導医の証明書、又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第2項②に基づく人工妊娠中絶手術、又は流産手術の症例に関して、一定様式の研修症例実施報告書を提出するものとする。
- ⑤本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足してるものと見なす。
- ⑥新規指定申請に当たっては、審査手数料10,000円、再申請（再新規）に当たっては、5,000円、更新申請に当たっては3,000円を添えるものとする。（平成2年4月1日改正）

(3) 「母体保護法指定医師の指定基準」細則

1. 人 格
2. 技 能
3. 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件
医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。
4. 指定医師指定取得の申請、指定及び登録
指定医師の指定を申請するものは、県医師会長あてに下記の書類を添えて申請する。
 - ①指定取得の申請
 - (1) 指定医師申請書
 - (2) 履歴書

(3) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは主任指導医の発行する「指導証明書」(様式4号)

(4) 誓約書

(5) 受講証明書(母体保護法指定医師研修会参加証)

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることが出来る。

(6) 研修症例実施報告書(様式2号)

②指定: 必要に応じた面接及び書類審査

③登録: 県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号

④他県からの転入: 他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することが出来る。

5. 設備

①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。

②転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。

③常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

6. 設備指定の申請、指定及び登録

①設備指定取得の申請

(1) 設備指定申請書の作成:

[医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等]

連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書

(2) 指定医師証の写し

(3) 施術場所の平面図

(4) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置

(5) 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)

②指定: 書類審査

③登録: 県医師会の番号、指定の年度、指定設備の番号

④その他

(1) 設備指定変更届の作成

(2) 設備指定辞退届の作成

7. 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定、登録

①指定取得の申請

(1) 指定医師研修機関指定申請書又は指定医師研修連携施設登録申請書の作成

(2) 指定医師証の写し

②指定

書類審査

③登録

(1) 県医師会の番号、指定の年度、指定番号

(2) 指定医師研修機関指定通知書

(3) 指定医師研修連携施設登録通知書

④その他

- (1) 指定医師研修機関指定辞退届の作成
 - (2) 指定医師研修連携施設登録辞退届の作成
8. 人工妊娠中絶実施後の届出
- 書類の届出は翌月10日までに県医師会に届けること。
- ①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。
なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
 - ②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。
9. 指定の更新及び取消
- ①更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務づける。
 - (1) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚（必須）
母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。
 - 1) 生命倫理に関するもの
 - 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
 - 3) 医療安全・救急処置に関するもの
 - (2) 日本産婦人科医学会研修参加記録6単位（参加証6枚）相当。（岡山県産婦人科専門医会、日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勘案する。）
 - ②第8項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消することができる。
 - ③指定医師更新申請書の作成
 - ④病气療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由がある場合には、期間を定めて更新の手続きを延期することができる。
10. 指定医師の誓約
11. 指定医師の遵守すべき事項
12. 不服審査委員会
- 不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。
- (1) 医師である委員 4名
 - (2) 医師でない委員 3名
- 第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。